

「(仮称)ひたちなか・東海クリーンセンター」 整備に係る生活環境影響調査の縦覧のお知らせ

村では、これまで循環型社会の形成を目指し、資源物の分別収集や^{せんてい}剪定枝葉のリサイクル、ごみ袋の指定等さまざまな環境施策を推進してきました。特に多くの住民の皆さんによる分別へのご協力は、可燃ごみの大幅な減量化(昨年同期の25%減)につながっています。

一方、ひたちなか市・東海村では現在、広域ごみ処理施設の建設計画を進めています。この整備は、両市村がそれぞれ有する施設の老朽化に伴うもので、計画では、ひたちなか市の「勝田清掃センター(馬渡2184-1)」「那珂湊清掃センター(新堤10812)」と「東海村清掃センター」の3施設を集約するとともに、ダイオキシン類排出削減の恒久対策や環境負荷の低減、焼却灰を無害化する高度処理、焼却時の余熱の有効利用、公共事業のコスト縮減等を徹底して図ることを予定しています。

ひたちなか市と東海村が新たな一般廃棄物処理施設を共同で設置することに関連し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条の3第2項に基づく、周辺地域の生活環境に及ぼす影響の調査結果について、来る8月13日から次のとおり縦覧に供しますので、お知らせします。なお、施設の設置に関し利害関係を有する方は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができることとなっています。

■調査結果(概要) この調査は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条の規定による一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査を「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成18年9月・環境省)に基づき、「煙突排ガス排出及び廃棄物運搬車両の走行による大気質への影響」「施設の稼働及び廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音・振動」「煙突排ガスの排出及び施設からの漏洩」について、四季を通して現地調査を実施したもので、それぞれの項目について予測・評価した結果、すべての項目について環境基準を満足しました(施設稼働による周辺環境へ及ぼす影響は小さいと評価されています)。

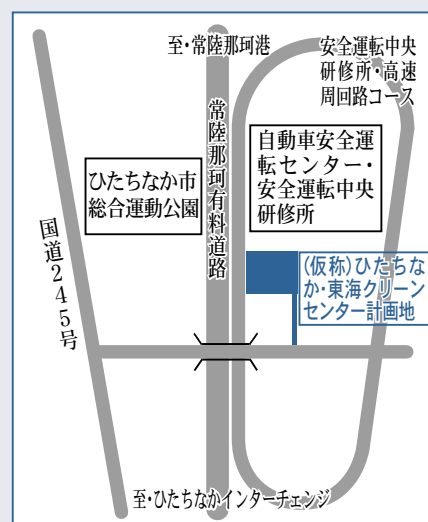
■縦覧期間 8月13日(水)～9月12日(金)(土・日曜日を除く)

■縦覧場所・時間 東海村役場環境政策課(行政棟4階)…午前8時30分～午後5時15分、ひたちなか市役所クリーンセンター建設推進室(ひたちなか市東石川2丁目10番1号 企業合同庁舎2階)…午前8時30分～午後5時

■縦覧内容 (仮称)ひたちなか・東海クリーンセンターに係る生活環境影響調査

■施設概要 施設名…(仮称)ひたちなか・東海クリーンセンター 位置…ひたちなか市新光町地内 面積…焼却処理施設用地・約38,000㎡ 施設計画…焼却処理施設：220トン/日、処理方式：ストーカ炉+灰溶融、余熱利用：発電施設、稼働予定：平成24年度(平成21年度から建設工事)

■意見書の提出期限 9月26日(金)まで ※意見書の用紙は縦覧場所に備え付けてあります。



●問合せ 経済環境部環境政策課環境保全担当(☎282-1711 内線1452) ※東海村公式ホームページに「(仮称)ひたちなか・東海クリーンセンター」の実施方針が公表されています(<http://www.vill.tokai.ibaraki.jp/kankyou/6181.html>)。併せてご覧ください。